

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○鈴木委員長 次に、階猛君。

○階委員 民進党の階猛です。

三人の参考人の先生方からは、本当に貴重な御意見を伺いました。

また、私の前のお二人の質問者も大変すばらしい質問をされて、やはりこれぞ国会の質疑だなど。ふだん、この委員会は、官僚の人たちが変な入れ知恵をして審議が中断したり、また的外れな答弁があったりして、なかなか議論が白熱しないんですけれども、私は、こういう議論こそ国会ではやるべきだと思っております。

いろいろなお話があった中で、私が衝撃を受けたことは、角田参考人、そして郷原参考人、いずれも、今の法曹養成制度の仕組みでは法曹を目指していなかった、このような発言をされた。お二人のような優秀な方が法曹になりたいと思わないこの制度というのは、本当にこの後成り立つんだ

ろうかと思うようになりました。

私も一応法曹の端くれですが、私も同じ思いです、今の制度だったら。私は法曹になる前は銀行員でした。たまたま銀行が破綻したので法曹を目指すことになりましたけれども、でも、当時は、まだ乳飲み子を抱えて、働きながら勉強して、運よく司法試験に受かることができましたけれども、今の制度では到底、司法試験を目指すことすら考えられなかった。

また、銀行が破綻したんですけれども、そのときに私が身にしみて痛切に感じたのは、問題の先送りではなくて、今から二十年前、金融危機ということで、多くの大銀行が破綻しました。なぜ破綻したかという点、不良債権の処理の先送りです。もつと問題が小さいうちに解決していれば、銀行は破綻することもなかったし、国民の血税でその尻拭いをさせることもなかった。

今の問題は、個別の銀行の問題ではありません。三権の一つである司法が問題を先送りして、崩壊するのではないか、そういう危機だという認識を私は持っています。同じ問題意識を持っていらっしゃるかどうかが、三人の参考人にお伺いしたいと思います。

○角田参考人 お答えいたしますけれども、現行の法曹養成制度に大きな課題があるという認識は、先ほどから申し上げているとおり、あります。

ただ、もう一つ、一方で考えるのは、現に学生を受け入れて教えている立場からしますと、こういう法曹養成制度については余り頻繁に、制度を

大きく変える、あある、こうする、そういうことはやらない。一旦それで動き出したら、できるだけ基本線はその線で一貫してやっていくという安定したものでないと、これはむしろ、受験生、学生、若手の法曹の方たち、みんな困るだろうという感じがあります。

ちよつと迂遠な方向から話をしましたけれども、かつての司法研修所で教えていた時代には、要するに、勉強だけして、例外はもちろんあります、だけれども、勉強だけして大学を卒業したという経歴が入ってきてという修習生がもう圧倒的に、九割以上がそうですね。ただ、今、法科大学院、日大の場合には夜間開講、要するに、今まで法曹を目指していなかった人たちにも来てもらえないかということ工夫した一つが夜間開講で、そうすると、司法書士だとか銀行員の方だとかあるいはメーカー勤務の方だとか、要するに、あらゆる分野の人たちが学生として来てくれて、これから成果を上げなきゃいけないと思っておりますけれども、非常に幅広い層が法律家を目指してやってきてくれている。

現に動いている現行の法曹養成制度については、この基本線はやはり守って、もちろん微修正は必要だと思えますけれども、余り大きく変えないで一貫してやっていかないと、また大きく変えることはむしろ大きなリスクがありはしまいか、そういう感じがいたします。

ちよつと答えになっているかどうか、あれです。○郷原参考人 危機的と言えるかどうかは別として

て、現状、非常に大きな問題があることは間違いないと思います。

やはり最近の若い法曹、法律家を見てみると、余裕がないというんでしょうか、何か伸び伸びしているところが余り感じられないんですね。本当にそういう有為な適性のある若者たちが法曹になつていくのかどうかということが何となく疑問しい、結果なんじゃないかという気がしています。

やはり法科大学院が設置されて、法科大学院での教育で司法試験、司法研修所も一年、ずっときゆうきゆうとして余裕がない中で実務能力を涵養せざるを得ない、こういう状況が過去、全体的な実務的な対応能力の柔軟性を失わせているのではないかという気がいたしております。

○中矢参考人 裁判所の職員の採用者の中で、法科大学院を卒業して裁判所の一般職を受験して合格し、採用されるという方がかなりふえているという印象を持っています。やはり、司法試験を指して法科大学院まで進んだ後、仮にその道を断念するとしたときの選択肢が非常に少ない。裁判所の採用試験の場合は、試験科目が司法試験と非常に似通っておりますので、ある意味、潰しの先といえますか、そういう先として考えられているのかなと思います。

先ほどほかの参考人から御意見がありましたとおり、そういう法曹の道を目指した者が、きちんと将来が、生活設計が立つような仕組みというのが必要なだろうというふうに考えております。

○階委員 ちよつと時間が足りなくなってきましたので端的にお答えいただきたいんですが、私、

前回この委員会で、大臣との質疑の中で、要は、この給費制の復活によって法曹志願者をふやすという目的がある、ところで、その目的がこの法案で達成できるのだろうかという問題提起をしました。

なぜならば、現役の大学生にアンケート調査をしたところ、今法曹を志願している人たちではなくて、要するに志願者をふやしたいわけですから過去に法曹を志願していた人あるいはそもそも志願していなかった、この人たちが何がネックになっているか、これを重視すべきではないか。何がネックになっているかという中で、まさに法科大学院に通うことによつて経済的負担が大きい、そして時間もかかる、そして受かるかどうかかわらない、また何度も試験も受けなくてはいけない、こういうことで、皆さん法曹を諦めたり、志願しなかつたりしている。

だから、私は、この問題を直視すれば、今何をやるべきか、給費制も別に否定するわけじゃないですけども、その前にやるべきことは受験資格を見直す、先ほど山田委員も同じようなことをちよつと御指摘されましたけれども、受験資格を見直して、法科大学院を修了しなくても受験はできる、予備試験などを受けなくても受験はできる、こういう試験制度に、従来と同じような試験制度に戻すべきではないかというふうに考えています。この件について角田先生と郷原先生にお答えをお願いします。

○角田参考人 裸で考えると、そういう御意見というのは当然論理的にはある考え方だろうという

ふうには思います。

ただ、むしろ今の問題は、ロースクールのあり方を考えるときに、予備試験とロースクールの関係、これが一番難しい問題だろうと思います。それ以上に、全く資格なしにというコースを設けるのはちよつと難しいかなというのが直観的な感じですか。

○郷原参考人 私は、現在の法科大学院と予備試験の関係を考えれば、法科大学院をずっと存続、このまま存続していくことはもう既に適切とは言えなくなっているんじゃないかという気がしております。合格率という面で考えても、予備試験合格組の方が圧倒的に高いわけですね。それは結局司法試験の合格ということに関して言えば、法科大学院は十分な機能が果たせていない、残念ながらそれを認めざるを得ないと思います。

ですから、法科大学院は、そこを出なければ司法試験が受験できないということではなくて、もつと有為な人材をたくさん吸収できる法科大学院は、当然そこを出たら司法試験に受かれるという期待が持てるわけですから、そういう形でたくさん若者たちを集めて、そして、中には、その中でもつとほかの教育、ほかの面の素養を身につけさせる教育をする余裕もあるんだろうと思うんですね。そういったところが法科大学院として残っていても司法試験が受験できるという形にしている方が、多様な法曹資格者を育成するという面ではプラスになるんじゃないかと思います。

○階委員 ありがとうございます。

